



鳥取県公報

平成13年3月9日(金)
第7262号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	町の区域の変更（市町村振興課）..... 1
	土地区画整理法による換地処分（都市計画課）..... 1
	都市計画事業の事業計画の変更の認可（"）..... 2
選管告示	鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等..... 3
公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活保安課）..... 3

告 示

鳥取県告示第141号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この町の区域の変更は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による倉吉市が行う倉吉都市計画事業東中学校公園線沿道土地区画整理事業施行地区の宅地の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成13年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する町の名称	同左の区域（平成12年6月1日現在の地番による。）
湊町	湊町の全域 荒神町262の10の一部、262の14の一部 宮川町257の5及びこれと一体をなす国有地
荒神町	荒神町のうち262の10の一部、262の14の一部以外の区域
宮川町	宮川町のうち257の5及びこれと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第142号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定に基づき、倉吉市から倉吉都市計画事業東中学校公園線沿道土地区画整理事業施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第4項後段の規定により告示する。

平成13年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第143号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 施行者の名称

赤碕町

2 都市計画事業の種類及び名称

赤碕都市計画下水道事業 赤碕町公共下水道

3 事業施行期間

平成8年7月19日から平成20年3月31日まで

（変更前 平成8年7月19日から平成15年3月31日まで）

4 事業地

(1) 収用の部分

追加する部分 赤碕町大字笹津字陳場の一部、同町大字八幡字羽田井田及び字念佛面の一部並びに同町大字赤碕字柏谷海道ノ上及び字狐塚野の一部

削除する部分 赤碕町大字笹津字屋敷西通及び字東清川並びに同大字字西宮代、字下宮代、字東前田、字西中濱、字小婦計、字屋敷東通、字往還ノ下屋敷、字九尺、字西清川、字砂田、字三反田、字二反田、字餘田、字西出口、字鋸野及び字金屋畑の一部並びに同町大字八幡字北古市場、字西古市場、字古市場、字海道ノ上、字屋敷、字西屋敷、字北中橋、字中橋及び字中橋ノ東並びに同大字字東濱、字三良兵衛山、字中橋ノ下、字念佛面、字山ノ下、字公文給、字三郎兵衛田、字孫屋敷、字土居ノ下、字屋敷田、字西ノ畑、字西小太郎垣、字小太郎垣、字東小太郎垣、字馬場ノ西、字中道ノ下及び字中橋ノ西の一部並びに同町大字赤碕字柏谷海道ノ上、字柏谷海道ノ下、字澤山、字西野、字西野海道ノ上、字柏谷大山道ノ下、字柏谷駄道ノ東、字狐塚、字狐塚野及び字狐塚ノ下

(2) 使用の部分

追加する部分 赤碕町大字笹津字下宮代、字西清川及び字東清川並びに同大字字日本地平、字下野、字西宮代、字コブギ、字古城、字荒神ノ上、字築地ヶ内、字東前田、字前田、字東濱、字西中濱、字小婦計、字屋敷東通、字往還ノ下屋敷、字九尺、字砂田、字三反田、字二反田、字餘田、字西出口、字鋸野、字屋敷西通、字陳場及び字金屋畑の一部並びに同町大字八幡字西屋敷、字北中橋、字中道ノ下、字土居ノ下、字屋敷田、字東浜、字三良兵衛山、字中橋ノ下、字北古市場、字西古市場、字南古市場、字古市場、字海道ノ上、字屋敷、字海道ノ下、字中橋及び字中橋ノ東並びに同大字字念佛面、字山ノ下、字公文給、字三良兵衛田、字孫屋敷、字西ノ畑、字小太郎垣、字東小太郎垣、字馬場ノ西、字狐塚、字羽田井田、字松山、字引木田、字善兵衛田、字土器田及び字中橋ノ西の一部並びに同町大字赤碕字紺屋田、字西野、字ヲナカケ、字中花見、字ヲナガケ、字狐山、字西谷尻、字永松山、字東松山、字西谷海道ノ下、字地蔵町海道ノ下、字歩行道ノ下、字茶山之西、字了然開、字塚畑、字西八幡山、字下八幡山、字八幡山、字オノ木谷尻、字長松山、字八幡坂屋敷東側並びに同大字字柏谷海道ノ上、字花見、字月輪、字狐塚尻、字中嶋、字狐山、字四人畑頭、字四人畑、字鉢屋敷、字八斗前西平、字河原ノ上、字茶山、字源助開、字西ヲナガケ、字ヲナガケ尻、字陰レ田、字下陰レ田、字腰廻、字狐塚ノ下、字狐塚、字東花見、字柏谷海道ノ下、字柏谷海道ノ上、字澤山、字柏谷尻、字西野海道ノ上、字中清水、字西谷海道ノ上、字柏谷大山道ノ下、字狐塚野、字

字地蔵町及び字地蔵面の一部

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第11号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成13年3月9日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,764
鳥取県において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	162,723
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	38,320
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	36,470
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,165
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,958
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,996
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,731
気高郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,047
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	18,175
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,011
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	5,852

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成13年3月9日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
 イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受講対象者
初心者講習	平成13年4月26日 午前10時00分から 午後3時00分まで	米子市鞆町一丁目151 鳥取県米子警察署 2階講堂	倉吉、八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	平成13年4月12日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市鞆町一丁目151 鳥取県米子警察署 2階講堂	八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
	平成13年4月19日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 県議会棟 第2執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭及び浜村の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 4時間30分
 イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,800円
 イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑